

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成23年9月16日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成23年10月4日から同月24日まで縦覧に供する。

平成23年9月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名	縦 覧 場 所
丸亀市綾歌町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 薬池地区	丸亀市産業文化部農 林水産課
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 猫谷池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 定連下池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 東打越地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 奥川内東上地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 奥川内中地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 山の神池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 長者原地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 中新田下地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 咲屋・中新田地区	〃